アリスケアサービス運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社アリスの森が開設するアリスケアサービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び予防専門型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護、予防専門型訪問サービスの事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定訪問介護、予防専門型訪問サービスの基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター（以下、「居宅介護支援事業者等」という。）等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名　称　　アリスケアサービス
2. 所在地　　名古屋市天白区平針１丁目１９０１番地　佐久間マンション２０５号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 資　格 | 常勤(名) | 非常勤(名) | 備　考 |
| 管理者 | 実務者研修 | 1 | 0 | 訪問介護員と兼務 |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 2 | 4 | 有料老人ホームと兼務(非常勤) |
| 准看護師 | 0 | 0 | 有料老人ホームと兼務 |
| 訪問介護員等 | 看護師　　（准看護含） | 0 | 49 | ｱﾘｽﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ、有料老人ホームと兼務 |
| 介護福祉士 | 0 | 15 | 有料老人ホームと兼務 |
| 実務者研修 | 0 | 9 | 有料老人ホームと兼務(非常勤) |
| 初任者研修 | 0 | 19 | 有料老人ホームと兼務 |
| 事務職員 |  | 1 | 0 |  |

（１）管理者

　　 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者

　　　サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

|  |
| --- |
| ・訪問介護計画（予防専門型訪問サービス計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。 |

（３）訪問介護員等

　　　訪問介護員等は、サービスの提供に当たる。

（４）事務職員

　　　事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日　年中無休
2. 営業時間　午前９時から午後６時までとする。
3. 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第６条　事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは名古屋市介護予防･日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

[訪問介護、予防専門型訪問サービス]

1. 身体介護
2. 生活援助

２　第８条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

　事業所の実施地域を越える地点から、片道15キロメートル未満　　500円

　　事業所の実施地域を越える地点から、片道15キロメートル以上　　1,000円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第７条　訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、名古屋市全域、日進市、豊明市、愛知郡東郷町、長久手市

　　　　予防専門型訪問サービスは名古屋市のみ

（虐待防止のための措置に関する事項）

第９条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹

徹底を図る。

1. 虐待防止のための指針を整備する。
2. 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
3. 上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第１０条　事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修　採用後1か月以内
2. 継続研修　年6回

２　事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

３　訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アリスの森代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２５年８月１日から施行する。

この規程は、平成２６年２月１日から施行する。

この規程は、平成２６年５月１日から施行する。

この規程は、平成２６年６月１日から施行する。

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

この規程は、平成２７年６月１日から施行する。

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

この規定は、平成２７年１１月1日から施行する。

この規定は、平成２８年４月１日から施行する

この規定は、平成２８年７月１日から施行する

この規定は、平成２９年1月1日から施行する。

この規定は、平成２９年7月１日から施行する。

この規定は、平成２９年10月1日から施行する。

この規定は、平成３０年11月１日から施行する。

この規定は、令和元年　8月1日から施行する。

この規定は、令和元年１０月２１日から施行する。

この規定は、令和２年２月１日から施行する。

この規定は、令和４年９月１日から施行する。

この規定は、令和４年１１月１日から施行する。

この規定は、令和５年１１月１日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

この規定は、令和６年６月１日から施行する。

この規定は、令和６年１０月１日から施行する。